

[研究ノート]

18世紀において „Kassenbillet“ に関する
記述を残した史料／同時代文献

掘 井 誠 史

〈目 次〉

1. はじめに
2. 史料／同時代文献整理 1 : Kassenbillet と記載された事例
3. 史料／同時代文献整理 2 : Cassenbillet と記載された事例
4. おわりに
5. 参考文献

1. はじめに

ザクセン選帝侯領において、1772年に新紙幣 „kurfürstlich sächsischen Kassenbillets“ が発行された。拙著¹⁾では「発行に至るまでの経緯、発行方法、摩耗・偽札への対応、そして信用の裏付けとそれを担保した構造」(掘井(2023)、69頁)を検討した。しかしながら、この紙幣の信用の裏付けや流通構造について、発行時の選帝侯による勅令²⁾以上に判明していることはほとんどないことが指摘されている(Buck(1996)、S. 36)。

拙著においても、新たな史料に基づいた議論はほとんど展開できなかった。そこで本研究ノートでは、1772年の新紙幣発行から18世紀末までの期間に限定し、Kassenbilletに言及した史料／同時代文献を可能な限り精査した。結果としてその一部で、勅令から判明すること以上の内容に言及した事例を確認した。以下では、文章中でKassenbilletと記載された事例とCassenbilletと記載された事例に分けて、記述内容を整理・分類する。この作業は今後のザクセンの新紙幣にかかる研究を進める上で、重要な文献整理となる。

ただし、この作業を進める上で重要な留意点がある。ドイツでは長らく統一した正書法が確立されていなかった。そのため、拙著で示した „Curfürstl. Sächsis. Cassen Billet“ という紙幣券面の表記に対して、18世紀の同時代文献中においては、Kassenbillet(s)、Cassenbillet(s)、Cassen=Billet(s)など表記の揺れが確認される。拙著ではKassenbilletを採用したものの、本研究ノートでは史料中の表記に対して可能な限り忠実に書き分ける。

2. 史料／同時代文献整理1: Kassenbilletと記載された事例

本章では、史料／同時代文献中にKassenbillet(s)と記述されたものをとりあげる。勅令からわかる内容のみを記述した文献は除外して、記述内容を以下の6つに分類する。2-1 Kassenbilletの流通量と交換レートにかんする記述、2-2 Kassenbilletを商品代金の支払いに使用させる記述、2-3 Kassenbilletを分析または分類した記述、

2-4 Kassenbilletの発行を管轄した委員会と委員にかんする記述、2-5 フランス語からの翻訳書またはフランスに関連した記述、2-6 そのほかの記述。なお、2-5に分類される史料／同時代文献においてみられたKassenbilletという単語は、必ずしもザクセンで発行された新紙幣を指さない可能性があることに留意しなければならない。

2-1. Kassenbilletの流通量と交換レートにかんする記述
(a) „Historische-statistische Beschreibung der Staaten des teutschen Reichs: Erster Theil“, Johann Heinrich Stöver, 1785.

…H. Zungerによれば、ザクセン選帝侯領全てにおいて1,750,000人の人口があると仮定し、そして各人の年間生活費と収入を平均50 Talerと見積もるなら、この場合、必要な総額は87,500,000 Talerになる。流通速度が1対4と決定されている場合、ザクセンに存在する現金の総量は21,875,000 Talerに相当することになる。-1772年には1,500,000 Talerの紙幣が流通に投入されたが、しかし実際には600,000から800,000 Taler以上が発行されることはなかった。これらの紙幣またはKassenbilletsは、1 Talerから100 Talerの額面であり、そのために設立された金庫で3 1/8%の損失で現金といつでも交換できる(Stöver(1785)、S. 313)。

(b) „Staatsrecht und Statistik des Churfürstenthums Sachsen und der dabey befindlichen Lande: Band 2“, Carl Heinrich von Römer, 1788.

…Kassenbillets委員会(Kassenbillets-Kommission)は、1772年のKassenbilletsの導入によって設立された。この委員会は6人の委員で構成される。今後、Kassenbilletsの発行のために、一名の会計士、そして主要交換金庫に一名の委員と主任会計士、一名の出納係、そして一名の助手が雇用される。そのため、この委員会のすべての業務は、Kassenbilletsの発行とそれを現金と交換することの二つの主要な業務に限定される(Römer(1788)、S. 143)。

…【中略】…さらに、選帝侯には、自らが鑄造した硬貨に対しても、また彼の領土内で許容されている外国硬貨

1) 本論文で「拙著」という際には、掘井誠史(2023)を指す。

2) ここで勅令とは „Jhrer Chur-Fürstl. Durchl. zu Sachßen, c. c. Edict wegen derer, bey Dero Cassen, auszugebenden und anzunehmenden Cassen-Billets“ を指す。

に対しても一定の価格を決定し、その価格を意のままに引き上げたり引き下げたりする自由がある。確かに選帝侯は、現金としての価値を通常の金属に対してだけでなく、他の材料にも付与することができる。ここには、いわゆる紙幣の導入が属し、それは一貫して金属貨幣の役割を果たす。Kassenbillets は1772年にザクセン選帝侯領の土地に導入され、全体の仕組みがそのように整理されており、支出と収入において大きな損失なく現金として使用することができるようになっており、そしてそれは、ドレスデンの中央交換所や他の選帝侯の収入において、1 Taler あたり9 Pfennig の損失で現金に交換され、再び同様の Billets が必要な場合には、1 Taler あたり6 Pfennig のプレミアムで取得される (Römer (1788), S. 775)。

a) ³⁾ …【中略】…その全ての発明が賢明な財政機構であり、それは1772年に枯渇した選帝侯の金庫が非常に強力で支援され、そしてそれによって選帝侯は多くを得、しかし同時にまた国家の信用も維持した。発行された Kassenbillets の合計は、150万 Taler に達し…【中略】…しかし、おそらくそれらは最大でも3分の2しか流通していない (Römer (1788), S. 775-776)。

(c) „Rechenbuch für diejenigen jungen Leute welche sich dem praktischen Bergwesen widmen“, Johann Friedrich Lempe, 1790.

…VI. 1772年10月1日以来、いわゆる Kassenbillets は国内通貨としての有効性を持った。よく知られているように、これらは銅版で彫られ、特別な紙に印刷された。6つのクラスに分類された。クラス A は1 Taler、B は2 Taler、C は5 Taler、D は10 Taler、E は50 Taler、F は100 Taler を含む。Billet のクラスと番号は上端の余白に刻印され、価値 (1、2、x Taler かどうか) は、上部の数字で縁取られた部分に一度記載され、次に中央に文字で記載される。右側にはザクセン選帝侯の紋章があり、下部には委員の名前、左手の下部には会計士の署名がある。各税金の半分は、2 Taler 以上の場合、これらの Billet で支払われ、残りの半分は硬貨で支払われる。…【中略】…VII. 最後に、次の都市での交換レートはお

およそ Conventionsgelde に基づく (Lempe (1790), S. 282-284)。

(d) „Briefe eines reisenden Dänen, geschrieben im Jahr 1791 und 1792 während seiner Reise durch einen Theil Deutschlands, der Schweiz und Frankreichs“, Frederik Sneedorff, 1793.

…ザクセンは、旅行者が同情と敬意を同時に感じざるを得ない数少ない国家の一つである。なんと！三十年戦争、ポーランドの王冠、最後の選帝侯の贅沢、ブリュールの大臣と七年戦争が、人々、金、土地の産物をどれだけ消費したことか？フリードリヒ2世とヨーゼフ2世の商業制限がザクセンの商業にどれほどの打撃を与えたか？負債返済のためにどれほどの重税が支払われなければならなかったか？それでもなお、単位面積あたり2600人以上の人口があり、家屋には繁栄があり、宮廷には王室の華麗さがある！それでもなお、約800,000 Taler の貿易の優位性があり、そして流通する紙幣⁴⁾は音を立てる硬貨と同等の価値を持つ!!!…【中略】…この国家紙幣の他に、これらとは全く異なる種類があり、それは Kassenbillet と呼ばれる。それらは1772年に発行され、選帝侯が抱えることを余儀なくされた負債である。これらは我々の Banckozettel と同様であるが、唯一の違いは、流通しているのがたった1,000,000であり、それを見ることは稀であり、そして金属貨幣と同じ価値を持つということである (Sneedorff (1793), S. 50-52)。

2-2. Kassenbillet を商品代金の支払いに使用させる記述

(e) „Münchner=Intelligenzblatt. Den 31 Jänner 1778.“ (MIB), 1778.

…2. ここに明記されているのは、それぞれの土地所有者によって自由に販売されている馬に注目し、そして、重騎兵連隊に優れた補充馬を販売および供給しようとする者に対して、各馬を規定価格の65 Taler を半分は現金、半分は Kassenbillets で…【中略】…受諾または受け取りおよび引き渡しに証明された後、すぐに Kreis=commissarien を通じて支払われることを望む (MIB, S.

3) 以下は全て S.775-776の脚注の内容である。

4) 明記されていないものの、Kassenbillet のことを指し示すと考えられる。

32)。

(f) „Neue militärische Bibliothek: Bände 4“ (NMBB4), 1789.
…現在のプロイセン歩兵戦術の原則を、Grafen von Mirabeau の *la Monarchie Prussienne* から特別に翻訳し
…【中略】…この書籍全体は3部に分けて出版され、事前の予約販売が行われる。予約販売は遅くとも今年の9月1日までに行われ、すなわち作品の前払い価格として定められた4 Taler の半分を支払う。支払いは、5 Taler につき満額の Louis d'or 金貨、2 Taler 20 Groschen につき Dukaten 金貨、またはザクセン選帝侯領の Konventionsmünze もしくは Kassenbillet で行われ
… (NMBB4, S. 809-810)。

2-3. Kassenbillet を分析または分類した記述

(g) „Umständliche Beschreibung Dresdens mit allen seinen äußern und innern Merkwürdigkeiten. Historisch und architektonisch, mit zugegebenem Grundriß. 1“, Johann Christian Hasche, 1781.

…翌年、エルベ川とヴァイセリッツ川の氾濫により、私たちにとって驚くべき年となった。フリードリヒシュタットと郊外の間の通路は、溢れた洪水によって完全に遮断された。…【中略】…そしてその大規模な激しいインフレーション（飢饉）がドイツ全土を襲い、そして我々のところで月から月へ（1 Scheffel あたり 9 Taler まで）上昇し、そして2年間続いた。…【中略】…市の当局は、かなりの量の穀物供給の調達によって、その不足を防ごうとしたが、それは無駄に終わった。それは増大し、非常に激しい怒りに変わり、貧困、病気、そして多くの人に死が訪れた。…【中略⁵⁾】…このようにしてドレスデンでは貧困が軽減されたが、領土内ではたとえ最善の機関であっても、一度に全ての問題を解決することはできない。人々が窃盗、侵入、強盗などの犯罪を耳にするのも無理はない。…【中略】…当時の金不足を解消するために1,500,000 Taler 分の Kassenbillets が発行され始めた。これを現金に換えるために、ピルナ通りの役所に交換所が設立され、そこでは1 Taler あたり 9 Pfennig を引かれた現金を受け取ることができた。この交換所は土曜日と日曜日を除いて、毎日8時から12時まで開いてい

る (Hasche (1781), S. 169-171)。

(h) „Briefe eines reisenden Franzosen über Deutschland an seinen Bruder zu Paris: Band 2“, Johann Kaspar Riesbeck, 1784.

…国家債務は最大の懸念事項のひとつである。…【中略】…先のプロイセン戦争で国が疲弊し、信用がほとんどなくなったとき、Kassenbillet は流通しようとしなかった。国内外を問わず、その見識、誠実さ、評判に目をつけ二束三文で Kassenbillet を集めたものもいた。3年も経たないうちに、国がまだ十分な資源を持っていることが示され、一気に紙幣の価値が上昇した。ほとんどの投機家は50%から60%の利益を得た (Riesbeck (1784), S. 21-22)。

(i) „Herrn Turgots Leben: Teile 1“, Jean Antoine Nicolas de Caritat de Condorcet, 1787.

…公的債務が非常に大きく、公的財産から支払われるべき Kassenbillet が大量に流通している国では、政府の信用が全般的な信用に大きな影響を与える可能性がある。政府の信用がなければ、王室の財産と取引するすべての人々の信用は著しく低下し、他のすべての信用も疑わしいものとなる。…【中略】…要するに、信用なき政府の事業は、すべて有害で不確実なものとなる (Condorcet (1787), S. 129)。

(j) „System einer angewandten Wirtschaftslehre überhaupt, und ins Besondere angewendet auf Staatswirthschaft“, Johann Adam Völlinger, 1797.

…もし今、あらゆる種類の貨幣を、その実態とあるべき姿の両方から洗い出したいのであれば、それらを4つの主要な見出しの下にまとめることができる。すなわち…【中略】…b) 社会的貨幣（大、中、小硬貨…【中略】…アッシニア紙幣、ザクセンの Kassenbillets… (Völlinger (1797), S. 532-534)。

2-4. Kassenbillet の発行を管轄した委員会と委員にかんする記述

(k) „Umständliche Beschreibung Dresdens mit allen seinen äußern und innern Merckwürdigkeiten: Band 2“, Johann

5) 具体的な貧困対策について言及されている。それには食料の供給、薪の供給、貧困施設の設立、そして種々の施しが含まれる。

Christian Hasche, 1783.

…XIV. Kassenbillet 委員会 (Kassenbillets-Kommission)
 …【中略】…この委員会は異なる団体から派遣された10人の委員の監督下にあり、そのうちの1人は Geheimen Kriegs Rathskollegii の中將で副総長、2人目は Vicekammerpräsident、3人目は 枢密顧問官で Kommerziendeput の副委員長などである。最も流通している Billets は1および2 Taler であるが、5、10、20、50 = 500⁶⁾ Taler の Billets もある。これらの紙幣は管理番号が完全で無傷である限り受け入れられ、紙面のその他の部分が押しつぶされ、汚れたり、破れたりしている場合でも有効である。Kassenbillet の発行に関して、Jacobi が役割を担い、両替所には1人の委員と主任会計士 (現在の委員会顧問 Gürfler)、1人の出納係と助手、1人の用務員が配置されている (Hasche (1783), S. 563-564)。

(l) „Erdbeschreibung der Churfürstlich- und Herzoglich-Sächsischen Lande“, Friedrich Gottlob Leonhardi, 1788.

…11. Kassenbillet 委員会 (Kassenbillets-Kommission) は、実際には政府が関与する常設の委員会ではなく、1772年に設立され、1 Taler から100 Taler の Kasbillet⁷⁾ を1,500,000 Taler 発行し、貨幣不足を解消するために設立された。紙幣が発行され、関連する両替所で3½%の損失で現金に交換されるが、これは毎日、土曜日と日曜日を除いて開いている。すべての領主の賃貸料などは半分を Kassenbillet で、半分を現金で支払わなければならないが、(紙面に記された) 番号がまだ損傷していなければ有効な紙幣である。この委員会は、様々な委員会から派遣された6人の委員の監督下にあり、そのうちの1人が Geheimen Kriegs Rathskollegiums の副総長および副議長である von Flemming である (Leonhardi (1788), S. 96-97)。

2-5. フランス語からの翻訳書またはフランスに関連した記述

(m) „Handlungszeitung oder wöchentliche Nachrichten von Handel, Manufakturwesen, Künsten und neuen

Erfindungen: Band 1“, Johann Adolph Hildt, 1784.

…パリの銀行、またはいわゆる Caisse d'Escompte は、もはや提示された手形を支払うことができず、昨年9月27日の国王の布告や、それを強化するために借りた24,000,000リーヴルの融資も信用を確立することができなかった。それどころか、この不況によって最大手の商社は倒産してしまった。…【中略】…パリで銀行家だったネッケル氏は、フランスの金融システムの管理と監督を任せられると、この銀行の再興に努めた。…【中略】…。利点は、現金の代わりに銀行券や当時は Kassenbillet と呼ばれた紙幣を使用し、それによって銀行に投資した資本を倍増させることができたことである (Hildt (1784), S. 57-58)。

(n) „Faustin oder das philosophische Jahrhundert: Band 2“, Peter Adolph Winkopp, 1785.

…フランスでは至る所で、気球を制作するか飛ばすことに取り組んでいた。実際のところ、この熱狂にすべてのフランス人が非常に感染していることを見るのが非常に楽しかった。そして人々は短期間のうちに、フランス、ドイツ、オランダ、イングランド全体を、気球に関する書物や銅版画で溢れかえらせた。フランス人はこの一点にすべての知力を集中させ、国家の幸福や不幸をすっかり忘れてしまったようである。そのために、フランスの劇場もまた、フランス人のこの傾向について非常に辛辣な方法で揶揄った。よく知られているように、Chaisse d'escomptes が支払いを停止していたが、そして懸命な大臣の迅速な処置によってのみ、失われたフランスの信用を回復させた。この機会を利用して、フランス劇場の装飾部門のディレクターはその機知を存分に発揮した。劇場は大きなオフィスを描写し、多くの商業助手が、大量に入ってくる Kassenbillets を受け取り、記録する作業に忙しくしていた。その数は瞬間ごとに増加しており、そして彼らの落ち着きのなさはますます明らかになり、彼らは支払っていたものの、震える手で支払い、そして最終的には資金が尽きて支払いを停止せざるを得なくなった。まだ Kassenbillets を提示し続ける商人たちはますます強引になり、強く現金を要求した。すると突然、

6) 500 Taler の紙幣が発行されたという事実は勅令からは確認できない。

7) 原文のまま表記した。

オフィスが様々な気球に変わり、フランス人たちの驚きと賞賛を引き起こした (Winkopp (1785), S. 167-168)。

(o) „Ueber Paris und die Pariser“, Joachim Christian Friedrich Schulz, 1791.

…紛失した Kassenbillet や重要な債券の半額を差し出す人もよくいるし、40,000リーヴルや60,000リーヴルのプレミアムが掲示されているのを見たこともある (Schulz (1791), S. 108)。

(p) „Historisch-genealogischer Almanach für IIIte Jahr der französischen Freiheit : enthaltend die fortgesetzte Geschichte der französischen Staatsumwälzung“, (HGAF), 1792.

…パリの公庫が10月5日の Austritte によって被った200,000リーヴルの損失は、同月9日までに6,000リーヴルまで回復した。嵐と危険な騒音の真只中、管理者の一人の書記官が、Kassenbillets で100,000リーヴルが入った小包を確保する方法を知っており、誰もそのことを知らなかったが、彼はそれを誠実かつ勇敢に届けた (HGAF, S. 81)。

(q) „Historische Nachrichten und politische Betrachtungen über die Französische Revolution: Zweiter Band“, Christoph Girtanner, 1792.

…国民議会に一刻も早く悪弊を食い止めるよう要請した後、ネッケル氏が立ち上がり、悲惨な財政状態についての説明と、30,000,000リーヴルを5%の利子で新たに融資する計画を発表した。ヴェルサイユに戻ったネッケル氏は、王室の国庫に現金と Kassenbillet を合わせて400,000リーヴルしかないことを知った。赤字は莫大であったので、借金を返済しなければならなかった。その一方で、彼は国民議会からの援助を期待していたが、国民議会はこの問題には関心を示さなかった。支出は日々増加し、収入は日々減少した (Girtanner (1792), S. 270)。

(r) „Journal für Staatskunde und Politik: Band 1“, (JSPB1) 1792.

…23) 教会財産の売却のための委員会… 【中略】 …パリ市はバステューの攻略によってフランスを専制から解

放した。革命のすべての不幸な結果が、そのために三倍になってパリに返ってきた。永続的な不安と繰り返される危険がパリに降りかかった。最も裕福な家族の信じられないような移住、そして労働者のためのいくつかの食糧供給の枯渇が貧しい人々にとって恐ろしいものとなった。Kassenbillet と信用不振の全ての負担がパリ市の肩にかかっていた。これら全てが彼らの愛国心を厳しく試すことになった (JSPB1, S. 443-444)。

(s) „Unterhaltende und lustige Anekdoten bey Gelegenheit der französischen Revolution Aus dem Französischen“, J. D. Kleyb, 1792.

…この愚かな司祭は、その愚かな行為でフランスに悲しみをもたらし、両方の計画を受け入れたため、株式の発行が所有者の不満を引き起こすことを恐れた。しかし、彼の敏感な天才が思いついた幸運な考えがその恐れを消し去った。—「よく考えた」と彼は言った。「これらの株主が、私が彼らに要求する40,000,000の免焼金に対して不満を持たないようにするために、私はそれを Kassenbillets で受け入れるつもりだ。そしてそうすれば、印刷する以外に何の苦勞もない。」—しかし、苦勞は印刷することではなく、むしろそれを支払うことにあった (Kleyb (1792), S. 31-32)。

…【中略】 …マランは将校であり、最後には偽の Kassenbillets を製造した。自分の罪が発覚したと感じたとき、犯罪の結果を回避するために自ら命を絶つのが最も賢明であると考えた (Kleyb (1792), S. 91)。

(t) „Lebens- und Regierungsgeschichte Ludwig des XVI. Königs von Frankreich: Szenen aus der französischen Revolution: Erster Band. 2,1“ (LRLKF), 1793.

…パリの全ての店が閉鎖され、騒動は一般的になりそうだった。しかし、その日の反逆者たちの怒りはまだワイングラスの後ろで和らいでいた。しかし、事態は翌日さらに激しく進行した。酔いの余韻がまだ血管に残る激怒した群衆は、Reveillon と硝石製造者の Huriot の家を破壊した！家具、商品、そして道具は通りに投げ捨てられ、そして見つかった現金の備蓄、Kassenbillets、そして銀の食器とともに焼かれた (LRLKF, S. 133)。

(u) „Naivitäten und witzige Einfälle: Neunten Bandes viertes

Hundert“, Heinrich Gottlieb Rothen, 1793.

…その後まもなく、王は王妃、エリザベート夫人、そしてラファイエット氏とともに、サン・アントワヌの郊外にある鏡工場を訪れた。帰路の途中で、国王は自身の満足のしるしを示すために、ポケットから数枚の Kassenbillet を取り出した。「子供らよ、もし私がこの紙幣をあなたらに渡したら、多くの迷惑をかけることになるだけで、あなたらに損を与えてしまう。だからあなたらは私の名において、Billequine 卿のところに行ったほうがいいです。そうすれば彼はあなたらに硬貨の Taler を与えるでしょう。」(Rothen (1793), S. 36-37)

(v) „Geheime Geschichte der französischen Revolution von Berufung der Notablen bis zum 1. November 1796: welche eine Menge besonderer, wenig bekannter Begebenheiten und Auszüge aus den merkwürdigsten Schriften über die französische Revolution enthält, die in Frankreich sowohl, als in Deutschland und England erschienen sind. Erster Band: Band 1“, François Xavier Pagès, 1797.

…2つ目の前提条件は以下の通りである。不満分子、貴族、高位聖職者、議会のメンバーたちが一堂に会した。彼らは日に日に大胆になり、すでに国民議会の仕事を公然と笑いものにした。その目には密かな喜びが輝いた。これらの雰囲気は、10月の最初の2日間の無意味な祭り騒ぎによって引き起こされた。王はメッツに向かい、彼の軍のもとに身を投じ、力づくで彼の王冠の旧特権を取り戻そうとしたのではないかと非常に疑われていた。パリ市はこのような困難な状況で何をすべきでしょうか？専制政治がその手段を統合し、復讐を果たす時間を与えるべきでしょうか？パリは何をするでしょうか？我々が見てきたすべてのことだ。パリはこれまで起こったすべての秘密の原動力となる。パリはヴェルサイユの部隊、フランドル連隊を味方につけようとする。そしてパリは Kassenbillets を持った娼婦たちを送り込み、彼女らは金と快樂を兵士に浪費させる使命を持つ (Pagès (1797), S. 193-194)。

(w) „Leben und Thaten des Jakob von Buchenstein, Erb-, Lehn- und Gerichtsherrn auf Ober-, Mittel- und Unterbuchenstein: Band 2“, K. H. Spieß, 1798.

…予感を抱いたヴァイラーは彼を部屋へ案内し、そして

見知らぬ人が彼に厚い手紙を手渡した。彼はそれをすぐに開けると、一包みの Kassenbillets が震える手に落ちてきた。「読み進める前に」と見知らぬ人は言った。「私はあなたに緊急にお願いしなければならないのですが、どうかこの手紙の受け取りを一筆で証明していただきたい。私には時間が非常に限られており、急いで次へ行かなければならないのです。」(Spieß (1798), S. 147)

2-6. そのほかの記述

(x) „Briefwechsel über die Naturprodukte. Erster Theil, von den Mineralien. (Zweiter Theil, von den Gewächsen und Thieren.)“, Christian Ernst Wuensch, 1781.

…もしアシャル氏が作り方を教えたあの宝石が、本物のダイヤモンドや他の宝石からほとんど区別がつかないなら、トンパックと黄銅が金から、あるいは白銅が銀から区別がつかないように、経験の浅い目では天然と人工の宝石の間で確かに特別な違いに気づかないだろう。…【中略】…しかし、人工のものは天然の宝石の価値をそれでも決して得ることはないだろう。なぜなら、それらは明らかに完全に純粋でも硬くもないからである。そのため、天然の宝石もまたその古い価値を簡単に失うことはなく、むしろ、同様にまだ長い間、金や銀、または Kassenbillets のように価値があり続けるであろう (Wuensch (1781), S. 81)。

(y) „Praktische Anweisung für Gerichtsverwalter und Dorfgerichtspersonen“, Friedrich Heinrich Maximilian Kersten, 1792.

…83) 貨幣令は全ての人に推奨されるべきであり、そして全ての禁止された偽の貨幣種類は今後使用されるべきではなく、また裁判所は悪名高い貨幣や偽の Kassenbillets が紛れ込まないように注意を払うべきであり、そのような疑わしい偽造貨幣の発行者を特定し、そしてそれを貨幣の引き渡しとともに裁判所の管理者にさらなる必要な調査のために報告し、受け取った偽の貨幣を意図的に再流通しないようにし、それはなぜなら不正行為の一端を担うことになり、その結果として不快や責任を負うことになるからである (Kersten (1792), S. 652-653)。

3. 史料／同時代文献整理 2: Cassenbillet と記載された事例

本章では、史料／同時代文献中に Cassenbillet(s) または Cassen=Billet(s) と記述されたものを取りあげる。前章と異なる分類として、3-4 Cassenbillet が寄付されたことにかんする記述が挙げられる。委員会／委員にかんする記述がないこと以外は同様の分類である。

3-1. Cassenbillet の流通量と交換レートにかんする記述
 (z) „Handbuch für Banquiers und Kaufleute, worin die neuesten Wechsel- und Geldcourse oder Wechselarten und Wechselzahlung der vornehmsten Handelsplätze auf das deutlichste erklärt und deren Uso, Respecttage, öffentliche Banken, Verordnungen, Messen, in= und ausländische Münzen, Papiergeld, Handels= Gold= und Silbergewicht, Ellenmaaß und Maaße zu trockenen und flüssigen Waaren

aufs genaueste angezeigt sind.“, Johann Christoph Lenz, 1792.

…1772年10月1日以降に導入され、銅版された Cassenbillet は、1772年5月6日の日付が刻印され、そして以下の金額に対して、それぞれが特定のクラスを構成するように配置される。すなわち：

Classe A.	500000	Billets	zu	1	Rthlr.	=	500000	Rthlr.
“ B.	200000	dergl.	“	2	“	=	400000	“
“ C.	60000	dergl.	“	5	“	=	300000	“
“ D.	22500	dergl.	“	10	“	=	225000	“
“ E.	1000	dergl.	“	50	“	=	50000	“
“ F.	250	dergl.	“	100	“	=	25000	“
		783750	Billets				1500000	Rthlr.

…【中略】…全ての選帝侯一族の財源は、これによって賄われており…【中略】…

1791年11月25日のライプツィヒにおけるザクセンの為替支払いの債券およびその他の証券の相場⁸⁾

					Geld	Papier																													
Unverwechselze Steuerscheine	–	–	1	Mille	103	–																													
Dergleichen – kleinere	–	–			103 1/2	–																													
Landschaftliche Steuerscheine	–	–	1	Mille	102 1/4	102 1/2																													
Dergleichen	–	–	5	Cents	102 3/4	103																													
Dergleichen	1	cent	et	200	Rthlr.	103 1/4																													
Cammerscheine á 2 p. C.	}	In	–	–	1	Mille	92	–																											
Dergleichen á 2 p. C.									te	–	5	Cents	92 1/2	–																					
Dergleichen á 2 p. C.															re	50	et	1 co	Rthlr.	93	–														
Dergleichen á 3 p. C.																						ss	–	–	1	Mille	101	–							
Dergleichen á 3 p. C.																													e.	–	–	5	Cents	101 1/2	–
Dergleichen á 3 p. C.																																			
Spitzscheine ohne Interesse	von	18	á	30	Rthlr.	–	40 á 32																												
Dergleichen – –	von	30	á	49	Rthlr.	–	25 p. C.																												

(Lenz (1792), S. 388-391)

8) それぞれの表に示された通貨／債権の定義はこの表の後に示される。

3-2. Cassenbillet を商品代金の支払いに使用させる記述
 (aa) „Sammlung auserlesener teutschen Landesgesetze, welche das Policey- und Cameralwesen zum Gegenstande haben: Band 7“, Johann Heinrich Ludwig Bergius, 1785.

…2) ここに明記されているのは、それぞれの土地所有者によって自由に販売されている馬に注目し、そして、重騎兵連隊に優れた補充馬を販売および供給しようとする者に対して、各馬を規定価格の65 Taler を半分は現金、半分は Cassenbillets で…【中略】…受諾または受け取りおよび引き渡し証明された後、すぐに Kreis= commissarien を通じて支払われることを望む (Bergius (1785), S. 292)。

(ab) „Litteratur und Völkerkunde, ein periodisches Werk: Band 17 (VII. Anhang, 15 May 1790)“, Johann Wilhelm von Archenholtz, 1790.

…ミラボールの著作からプロイセン王国のための現代プロイセン歩兵戦術の原則⁹⁾ を特別に翻訳し…【中略】…この全作品は二部構成で出版され、事前の予約販売が行われる。予約販売は遅くとも今年の9月1日までに行われ、すなわち作品の前払い価格として定められた4 Taler の半分相当の、5 Taler につき満額の Louis d'or 金貨、2 Taler 20 Groschen につき Dukaten 金貨、またはザクセン選帝侯領の Conventionsmünz、もしくは Cassenbillets で支払われる… (Archenholtz (1790), S. 22-23)。

3-3. Cassenbillet を分析または分類した記述

(ac) „Allgemeines Verzeichniß neuer Bücher mit kurzen Anmerkungen und einem gelehrten Anzeiger (redigirt von Johann Christoph Adelung.)“, Siegfried Lebrecht Crusius, 1778.

第11項目には次ものものがある。1773年の王立デンマーク銀行券；1772年の選帝侯領ザクセンの Cassen= Billet；1776年の Bentheim 伯爵領の展示品目録… (Crusius (1778), S. 200)

(ad) „Neu eröffnete Academie der Kaufleute, oder encyclopädisches Kaufmannslexicon alles Wissenswerthen und Gemeinnützig in den weiten

Gebieten der Handlungswissenschaft und Handelskunde überhaupt; enthaltend: die reichhaltigste Universal-Handlungsbibliothek, aus welcher der Kaufmann und der die Handlung Studirende sich bey jeder Gelegenheit Raths erholen kann, und worinne alle, ihres Commerzes oder ihrer Gewerbe wegen merkwürdige, Länder und Plätze, Stapelorte und Niederlagen, die Schifffahrt und Handlung angehende Anstalten, Verordnungen und Hülfsmittel, die großen Handelscompagnien und deren Niederlassungen, die Banken=Börsen=und Assecuranz=Anstalten, wie auch die Handelsgerichte, das Handelsrecht und die Gebräuche, die Manufacturen, Fabriken und Gewerbe, die Waaren=Artikel, und der damit zu treibende Handel, das Wechselnegoce, die Comtor=Kunde, die Buchhandlung und das Rechnungswesen, die Münzen, Maaße und Gewichte u. s. w. auf das genaueste erklärt und beschrieben sind ; vormals herausgegeben von Prof. Carl Günther Ludovici und nun für das Bedürfniß jetziger Zeiten durchaus umgearbeitet von Johann Christian Schedel: Erster Theil.“, Carl Günther Ludovici, 1797.

…というのも、小額硬貨は常に高額のものよりよりも価値は低いものの、ある国において小額硬貨の発行とともに正しい比率が維持され、そして流通の需要が満たされ、それを過剰にしない場合、最小の小額硬貨は高額硬貨と同じような価値を持ち、小額硬貨に対して特別な手数料がかかることはないだろう。確かに、これはすぐに隣接する国々、少なくとも国境に影響を与えるかもしれない、というのも、国境の向こう側の住民は129 Dreyer で1 Speciesthaler を得ることができるとよく知っており、彼らはこれを高額硬貨と同じくらい喜んで受け入れるだろう。…【中略】…この命題への証拠を提供するのは、ザクセン選帝侯領とそれに隣接するザクセン公国の土地である。…【中略】…同様の状況は銀行券やすべての紙幣にも当てはまり、それは小額硬貨のように表象する符号であり、そしてただ即座に現金化できる範囲で額面価値を保持する。しかし、それが当てはまるのは常に、流通の需要がちょうど十分に満たされている場合であり、過剰に満たされている場合ではない (Ludovici (1797), S. 369-370)。

9) Grundsätze der neuern Infanterietaktik der geübtesten Truppen gegenwärtiger Zeiten と考えられる。

3-4. Cassenbillet が寄付されたことにかんする記述
(ae) „Allernädigst privilegirstes Leipziger intelligenz-blatt“
(APLIB1782), 1782.

…1781年… 【中略】 …Annaberg 教区の貧しい司祭の未亡人に対して、次の慈善寄付が寄せられた。

Thl.	gr.	pf.	
1	8	-	1 Speciesthaler S. Leipzig den 9 Jan. 1781.
-	16	-	mit der Post, von einem Menschenfreunde, d. 11. J.
-	16	-	Hr. S. A. in W. eod.
-	16	-	mit der Post, Dresden, den 12.
4	-	-	Cassenbillet を郵便で、ドレスデン、13日。
2	-	-	durch die Post mit der Innschrift: Hilf gnädig allen Kranken, gieb fröhliche Gedanken, den hochbetrubten Seelen, die sich mit Schwermuth quälen, eodem.
5	-	-	von Zacharias, Leipzig, den 15.
-	16	-	1 Gulden P. Leipzig, den 20.
1	8	-	1 Speciesthaler: Gott segne dieses Wenige, Leipzig eod.
3	2	-	2 Carol'dor, Ungenannt, Leipzig den 25.
-	16	-	E. C. S. den 1 Febr.
-	16	-	Hr. M. W. in W den 6.
-	16	-	Pf. 50. 15. durch Hrn. H. den 6 März.

(APLIB1782, S. 116)

(af) „Bayreuther Zeitung 1789 (Beilage zu Nu?? 120 Bayreuther Zeitung. Den 6 October 1789)“ (BZ1789), 1789.

…慈悲深い公衆の支援のために告知された、Fräulein Christiana Dorothea Susanna von Brandonstein より、私の元に届いた：

… 【中略】 …

7月5日

Hrn. G. R. v. St. auf E. より1 Speciesthaler.

封筒に入れてザクセンの Cassenbilletts で12 Taler

7月8日

マイセンよりザクセンの1 Cassenbilletts で2 Taler … (BZ1789, S. 888)

(ag) „Der Anzeiger: ein Tagblatt zum Behuf der Justiz, der Polizey und aller bürgerlicher Gewerbe, wie auch zur freyen gegenseitigen Unterhaltung der Leser über gemeinnützige Gegenstände aller Art. 1791: Erster Band. (Nr. 18, Sonnends, den 22. Januar 1791)“, (Anzeiger1791), 1791.

…火災関連の事項

…Frauenzimmer-Lesegesellschaft において、昨年11月21日に、Zeulenroda の火災被害者のために、同情的な将校によって1 Taler の Cassenbillet が、そしてまた、昨年9月16日に G. G. Hiemann を通じて、火災被害に遭った貧しい子供たちのために若い友人たちが集めた8 Groschen のザクセン貨と2 Taler 4Groschen のプロイセン貨が… 【中略】 …適切に受領されたことを、ここに感謝をもって保証する (Anzeiger1791, Nr. 18, S. 3)。

(ah) „Der Geistliche oder compendiöse Bibliothek alles Wissenswürdigen über Religion und populäre Theologie: Band 10-11“, Johann Jacob Gebauer, 1798.

…1785年10月9日、Humpolez の福音主義教会は新しく建てられた礼拝堂の奉献式を行った。… 【中略】 …この荘厳な儀式（前年の1784年に Opatowit の礼拝堂に対して行ったように）も広く知らせようと努め、Baireuther Zeitung の129号に記載した。

先月の14日に公表された16 Fl. 48 Kr. に加えて、最近新たに次のような寄付が私へ送られた：

D. からのザクセンの Cassenbillet が3 Fl.

ハンプルクから J. J. Böhl より、為替で100 Fl. … (Gebauer (1798), S. 168)。

3-5. フランス語からの翻訳書またはフランスに関連した記述

(ai) „Staats-Relation der neuesten europäischen Nachrichten und Begebenheiten: 1783, 2 Marz“ (SRENB), 1783.

…このオペラの最初の歌手、Mademoiselle la Guerre は、その魅惑的な魅力が公爵、財務官、家族全員を破滅させたが、最近パリで亡くなった。彼女は80万リーヴルの Cassenbilletts、計り知れない価値の宝石、そして3軒の最も美しい家を遺した (SRENB, 2 Marz の記事内4ページ目)。

(aj) „Der Geograph, oder Compendiöse Bibliothek des Wissenswürdigsten aus dem Gebiete der neuern Geographie in Nachträgen zu Büsching: Bände 1-3“, Johann Jacob Gebauer, 1794.

…i. 財政

ia. 金の欠乏と紙幣

1. ここでは常に現金が非常に欠乏しているが、しかし今は、1784年までの5、6、および7 Talerの少額の Cassenbillette が発行される前より少なく、これらによって取引を容易にしたため、現金での高利貸しを僅かに制限した。ときに外国人は、現金を得るために6%の損失を受け入れなければならなかったこともある。…【中略】…現金の希少性は日々増しており、変化は期待できない。これは一時的な悪ではなく、むしろ真の政治的消耗である (Gebauer (1794), S. 35)。

2. …【中略】…無駄に教会財産を鑄造所に送っても、これらの聖なる遺産はすぐに枯渇し、そして非常に多くの Cassenbilletts は、それによって提供された資本をはるかに超え、最終的にはすべての信用を失うことになる。その結果、公的年金を支払うことが不可能になり、それに基づくすべての私有財産が破壊され、最終的には国家の完全な崩壊が避けられなくなる (Gebauer (1794), S. 35-36)。

…【中略】…4. この機関の管理における適度な利息、費用、および乱用にもかかわらず、政府はそれでも年間で40,000フラン以上の利益を上げる。なぜなら、現金の代わりに Cassenbilletts (財政項目参照) を提供し、そしてそれを現金に換えるのが困難なため、これがますます蓄積するからである (Gebauer (1794), S. 103-104)。

(ak) „Kaiserlich–privilegirte allgemeine Handlungs–Zeitung und Anzeigen: Band 5, an 5 Decemb. (Schreiben aus Paris vom 20 Novemb)“ (KPAHZA), 1798.

…特別付録として、さらにすべての株主が自身の署名で現在流通している Cassenbilletts の全額の支払いを保証し、その金額は上記されている。これは良い効果をもたらし、翌日にはこれらの Billets がすべての銀行および Cassen で問題なく受け入れられた。

このような出来事は通常、一人から別の人へ、伝染病のように広がるセンセーションを引き起こし…(KPAHZA, S. 772)。

3-6. そのほかの記述

(al) „Göttingische Anzeigen von gelehrten Sachen 1781 unter der Aufsicht der König Gesellschaft der Wissenschaften (146 Stück. Den 1 December 1781)“ (GAAGW), 1781.

…ドレスデン

完全な計算書…第2部…【中略】…非常に明快な講義に加えて、Koch はわかりやすくするために、多くの表を追加した。…【中略】…ザクセンの Cassenbillet の交換において引かれる金額 (3½%) … (GAAGW, S. 1176)。

(am) „Allgemeiner anzeiger und nationalzeitung der Deutschen 1792 (17. October)“ (AAND), 1792.

…盗難された物品

…10月4日の夜、Köbelshausse と Lubitz の間にある Wittenberg への道で、小さく、そして古いチェスト (Coffre) が2輪馬車 (Chaise) から切り離された。その中には、エナメル文字盤付き懐中時計の作品、6 Taler の Cassenbilletts、時計職人の工具、ヤスリ、バネ、ガラスなど…【中略】…が入っていた (AAND, S. 738)。

4. おわりに

本研究ノートにおける史料／同時代文献の整理によって、Kassenbillet の用途の一部が文献中に残されている可能性が示された。ただし、実際の流通経路や商人による使用の有無などを明らかにするには、さらなる調査が必要になる。

5. 参考文献

Buck, L. (1996), 'Die „chursächsischen Cassen=Billets“ Fragen und Antworten zum frühesten deutschen Papiergeld', Heft, 9/96, S. 36-39.

掘井誠史 (2023), 「ザクセン選帝侯フリードリヒ・アウグスト 3 世治世下における紙幣 „kurfürstlich sächsischen Kassenbilletts“ の発行」、『中央学院大学商経論叢』、第38巻第1号、65-76頁。

6. 謝辞

本研究は、JSPS 科研費23K12512の助成を受けたものです。